

定すべきであるとするものです。

本2議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本2議案については、可決及び認定することに決定いたしました。

日程第13 発議第4号

○議長(上田 正君) 日程第13、発議第4号「江田島市議会基本条例(案)の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

4番 吉野伸康議員。

○4番(吉野伸康君) 発議第4号

平成25年9月11日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康

賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 野崎剛睦、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二。

江田島市議会基本条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由

二元代表制の下、合議制機関である議会の役割を明らかにし、市議会及び市議会議員の活動原則などを議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、それにより市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、本条例を制定する。

詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 発議第 5 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 4、発議第 5 号「江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

1 6 番 新家勇二議員。

○1 6 番（新家勇二君） 失礼をいたします。

発議第 5 号

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

江田島市議会議長 上田正様

提出者 江田島市議会議員 新家勇二

賛成者 同じく吉野伸康、賛成者 同じく山木信勝、賛成者 同じく野崎剛睦、賛成者 同じく山本秀男、賛成者 同じく浜先秀二。

江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

提案理由

江田島市議会議員の定数条例の一部を改正する条例の公布に伴い、常任委員会の委員の定数を改正する必要があるため、現行条例の一部を改正する。

内容につきましては、改選後の定数が 2 名減となることにより、参考資料の総務常任委員会、文教厚生常任委員会の定数が 7 名から 6 名に削減されるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 発議第 6 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 5 号、発議第 6 号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

4 番 吉野伸康議員。

○4 番（吉野伸康君） 発議第 6 号